

配食サービスについて 注意事項

●必要書類について

提出書類は、「配食サービス利用申請書」、「介護保険証のコピー」、「非課税証明書」の3つです。

配食サービス利用申請書	ひまわりセンター、綾歌分室、飯山分室のいずれの受付でも入手できます。 <u>民生委員さんの意見を頂く欄がありますので、提出までに記入して頂いて下さい。担当の民生委員さんが分からない場合はお調べ致します。</u>
介護保険証のコピー	介護保険証を受付にお持ちいただければ、その場でコピーいたします。
非課税証明書	市役所の税務課で入手できます。有料ですので、事前に非課税であることを確認の上、手続きしてください。

これら3つをそろえて、ひまわりセンター・綾歌分室・飯山分室のいずれかに提出してください。

●事前打ち合わせについて

配食業者が直接ご自宅に伺い、お弁当の置き場所や要望等について打ち合わせを行います。事前打ち合わせの日時については、申請書類等提出後、業者から直接電話があります。

配食業者：(株)丸亀給食センター TEL 23-0345

●配食利用開始日について

午前中に受付まで書類をお持ちいただければ、翌日から利用できます。その場合、当日に業者と打ち合わせを行っていただくため、業者の指定した時間にご自宅にいていただくようになります。

また、お弁当はお昼ご飯としてのみご利用できます。衛生面も踏まえ、晩御飯に利用することはできません。お弁当の容器は洗う必要がありませんので、そのまま業者に返却してください。

●利用料について

利用料の集金は配達業者が行います。配食サービス利用決定後に業者より説明がありますので、集金方法を協議の上、支払いをお願いします。

上記の件について何かご不明な点がございましたら、下記までお気軽にご連絡ください。

丸亀市社会福祉協議会 TEL 22-6974
担当：助安・梶並